号外第四十六号

日

平成十五年

六月三十日

曜

月

県の財政事情の公表......ー 告

公

目

次

告

公

県の財政事情の公表

とおり公表する。 十七年法律第二百九十二号)第四十条の二第一項の規定により、 政公表条例 (昭和三十九年山梨県条例第十一号)第一条並びに地方公営企業法 (昭和二 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十三条の三第一項及び山梨県財 県の財政事情を別冊の

平成十五年六月三十日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

第四十六号 平成十五年六月三十日

Щ

梨 県

公

報

号

外

発行者	山梨
山梨県	県公報号外
	外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第四十六号
目六番一号	平成十五年六月三十日
印刷所	六月三十日
所の株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
自六番	
	_
	_